令和７年11月21日

第13期中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
教育課程企画特別部会　総則・評価特別部会　委員の皆様

全国家庭科教育協会　会長　河野公子

中学校家庭科の分離独立に関するアンケート結果を受けての要望書

令和６年12月25日の中央教育審議会諮問「初等中等教育における教育課程の基準の在り方について」を受けて、審議されていた教育課程については、令和７年９月25日の教育課程企画特別部会で「論点整理」が公表されました。その中で「情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現」として、「中学校は情報技術に関連する内容を強化した「情報・技術科（仮称）」を新設することが示され、その際、「現在の技術・家庭科については、教員免許、担当教員は別であるが、成績評価の際は１つの教科として記載していること等に伴うデメリットも大きいため、家庭科と情報・技術科（仮称）の二つの教科に分離すべき」と記され、中学校の「技術・家庭科」は、「情報・技術科（仮称）」と「家庭科」に分離することとなります。

教育課程の改訂の方針を受けて、各教科の改訂に向けたワーキンググループによる協議が進められており、家庭科については、10月２日に第１回ワーキングが開催されました。

全国家庭科教育協会では、文部科学省発出文書「中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制の一層の充実について（通知）」（５文科初第2039号令和６年２月13日）や「中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制の一層の充実について（通知）」（5文科初第2234号 令和６年３月６日）について、技術分野のみを充実する施策として問題視して、文部科学省への要望書を提出していました。

今後、具体的に小・中・高等学校の家庭科の改訂に関する議論が進められるに当たり、この度の中学校「家庭科」の独立に当たっては、授業時数、教員定数、免許所持教員の確保などの国レベルの課題を始め、教科研究会などの教員レベルの課題などが多く、早急に議論しなければならないと考えます。

以上のような経緯から、今回、全国家庭科教育協会では、緊急のアンケートを実施しました。（詳細は別紙）

結果の概要は以下の通りです。

・実施時期：2025年10月９日～10月18日
・回答者：188名中：中学校160名（85.1%）中等教育学校19名（10.1%）
・結果の概要
① 有効回答数―69名中　専任教員の割合の平均　70.9%（管理職を除く）
② 技術・家庭科は、「技術分野」が「情報・技術（仮称）」と改められることとなり、家庭分野は「家庭科」となるものと思われる。第３学年の「家庭科」の授業時数は35単位時間以上を希望（84.0%）
③ 家庭科が独立した場合の成績評定について：「家庭科のみの成績がつけられるのでよいと思う」（122名）、「技術の教員と相談しないでよいのでよい」（66名）「これまで技術の教員と相談して行っていたので不安」（65名）（複数回答）
④ 都道府県による差が大きく、北海道、青森、和歌山、徳島では、免許外が多いことが分かった。
⑤ 香川県は、高松市は専任教諭の割合は100%以上であったが、郡部では30～40%であり、差があった
⑥ 中学校技術・家庭科研究会における家庭科の先生の活動は？121名回答：技術科と一緒に活動：68名、技術科と一緒だが、家庭科部会もある：36名、家庭科のみで開催：34名、小学校と一緒に開催：７名、研究会組織がない、入っていない、入れない：４名

このアンケート結果をまとめると、中学校家庭科を担当している教員は、今回の技術・家庭科の分離に関して、授業時数と教員の配置等について、強い不安を抱いています。

これまでも要望をしてまいりましたが、令和７年９月 25 日の中央教育審議会教育課程特別部会『論点整理』において、「中学校で情報・技術科（仮称）を創設する方向性を示したが、これに伴う標準授業時数の増加について、諮問で示されている**年間の標準総授業時数を現在以上に増加させないとの方針を前提**としつつ、教育課程企画特別部会及び総則・評価特別部会にて教育課程全体を見通した観点から検討を行い、**令和８年の春頃を目途に一定の結論を得る**こととする」**とされているため、教育課程企画特別部会及び総則・評価特別部会の委員の先生方へ、至急、以下のことを要望いたします。**

１．中学校家庭科の授業時数は、全学年 35 単位時間を要望する。

【理由】

・第 3 学年において、幼児とのふれ合い体験学習を実施することが、教育効果が高く、その体験学習を実施する上でも、第 3 学年の授業時数は 35 時間以上必要であるから。
・第 3 学年の現行の時間数（17.5 時間）では、評価評定を行うことは困難である。一つの教科として高等学校入試等で使用される責任のある評価評定ができないため。

２．家庭科の免許外教員の解消のための国としての施策を、技術分野と同様に実施すること。

【理由】

・令和 5 年度免許外教科担任の許可数は、技術分野 2,069 名（32.2%）、家庭分野 1,863 名（29.0%）と技術分野と同様の数であること。

（令和７年 10 月 2 日家庭ＷＧ資料７　ｐ23 参照）

・技術分野では、令和 10 年度までに、技術分野の免許外教員をゼロにする施策がとられることで、現在一つの教科として存在する技術・家庭科において、技術分野が専任教諭となることで、家庭分野が非常勤・免許外教員の割合が高まることが予想されるため。

（令和７年９月 25 日情報・技術ＷＧ資料７　ｐ2，７参照）